

# 広報 土地改良区だより

編集・発行  
大仙市大曲土地改良区  
大仙市大曲西根字小館10  
電話 0187-68-3031  
FAX 0187-68-3733

つぎの担い手候補(大曲農業高校生)



大嶋野地区(大川西根)

## 土地改良区の概況

| 受益面積  | 組合員数 | 総代数 | 役員数         | 職員数 |
|-------|------|-----|-------------|-----|
| 912ha | 871人 | 46人 | 理事17人 監事 3人 | 3人  |



農地・水・環境を守り育てる

### 土地改良区ロゴマーク

農業農村を取り巻く情勢が著しく変貌する中、土地改良区がこれまで果たしてきた役割、機能を改めて振り返ると共に多面的な機能の発揮など、国民が期待する新たな役割の実現に向けて、土地改良区が身近で親しみやすい組織として地域にそして広く国民に認知してもらうことを目的としています。



## 理事長あいさつ

(第六回通常総代会より)

仲村力夫

総代各位におかれましては、時節柄何かとご多様のなか、第六回通常総代会にご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

また日頃より土地改良区に対し、ご理解ご協力を賜りまして重ねて御礼申し上げます。本大曲土地改良区は、合併後早くも六回目の通常総代会を迎えました。

振り返りますと、あつという間の五年間でありました。

この間に行政からのご指導ご支援や組合員皆様のご理解とご



通常総代会(議長・田口憲寿)

協力により、大過なく運営出来ましたことに対しても、感謝を申し上げます。申し上げる次第であります。

一方農業を取り巻く状況は益々厳しく、特に米作りのウエイトが大きい当地域は、米価の下落低迷と関連資材の高騰など、農家経営に大きな影響を与えていることは周知のとおりであります。

このような大変厳しい農業情勢の中での土地改良区運営も様々な状況が予想されます。

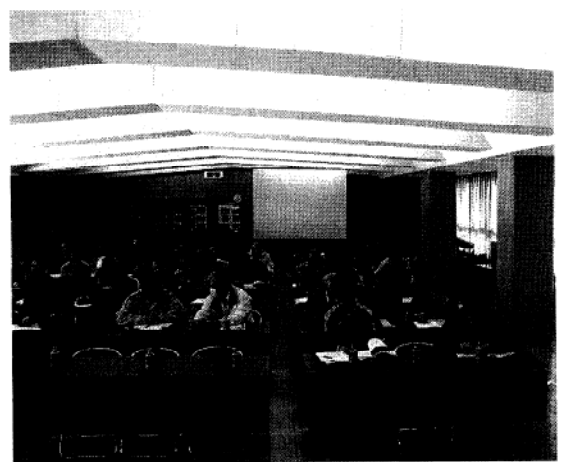
しかしこれまで同様に見直すべきは見直し、組合員のみならず、地域全体と一体となり、土地改良区が身近な農業団体組織として取り組むべきと考えます。なお運営面で不安要素としてあげられる点は、土地改良区としての唯一の財源であります賦課金の未納問題であります。ど

この地域でも増加傾向にあると言われておりますが、当土地改良区においても、今後どのような状況になるのか注視していく必要があります。

従いまして、今後なお一層組合員との信頼関係を密にしなから、この問題の解決に取り組むことが重要と考えます。

次に今年2年目を迎えました「農地・水・環境保全向上対策事業」につきましては、本来は土地改良区の事業ではございませんが、今年は昨年の反省を踏まえながらの取り組みであり、更に活発な地域の活動が期待されます。

また活動の範囲として、土地改良区の施設関連を含めて、地域の共同活動として軽微でも補修並びに点検整備などの活動が展開されれば、大いにプラスになるものであり、地域との信頼関係が築かれると共に、農業施設の維持管理、保全を業務とする土地改良区の存在も改めて認識してもらおう機会でもあります。



各地域におかれましては、そこに住むみんながそれぞれ知恵を絞り意義ある事業として、更に発展して頂くことを願っております。

関係各位には、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日提案しました議案については、平成十八年度事業報告並びに収支決算、平成十九年度補正予算案及び平成二十年度事業計画並びに収支予算案等でありますが、慎重にご審議くださるようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

# 財 務 状 況 の 公 表

## 〔平成18年度一般会計決算書〕

収入一金 29,857,561円也  
 支出一金 27,776,099円也  
 収支差引残金 2,081,462円也 (翌年度へ繰越)

(歳入)

(単位：円)

|   | 科 目       | 決 算 額      | 予 算 額      | 比 較 増 減  | 付 記          |
|---|-----------|------------|------------|----------|--------------|
| 1 | 経 常 賦 課 金 | 26,221,262 | 26,535,000 | △313,738 | 10aあたり2,900円 |
| 2 | 補 助 金     | 1,200,000  | 1,200,000  |          | 統合整備事務助成大仙市  |
| 3 | 諸 収 入     | 302,745    | 175,000    | 127,745  | 未収賦課金、延滞金    |
| 4 | 繰 越 金     | 2,133,554  | 1,300,000  | 833,554  | 前年度繰越金       |
|   | 収 入 合 計   | 29,857,561 | 29,210,000 | 647,561  |              |

(歳出)

|   | 科 目       | 決 算 額      | 予 算 額      | 比 較 増 減     | 付 記            |
|---|-----------|------------|------------|-------------|----------------|
| 1 | 事 務 費     | 23,073,841 | 24,011,200 | △ 937,359   | 運営費、事務機器リースその他 |
| 2 | 総 代 会 費   | 253,680    | 306,000    | △ 52,320    |                |
| 3 | 総 代 選 挙 費 | 62,628     | 250,000    | △ 184,372   |                |
| 4 | 役 員 会 費   | 1,151,851  | 1,160,000  | △ 8,149     | 理事会、監事会、       |
| 5 | 委 員 会 費   | 171,599    | 210,000    | △ 38,401    | 各小委員会          |
| 6 | 繰 出 金     | 3,059,500  | 3,059,500  |             | 各特別会計へ         |
| 7 | 予 備 費     | 0          | 213,300    | △ 213,300   |                |
|   | 支 出 合 計   | 27,776,099 | 29,210,000 | △ 1,433,901 |                |

## 〔平成18年度各特別会計決算書〕

(単位：円)

| 会計種別      | 収 入         |             | 支 出         |             | 次年度へ繰越      |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|           | 決 算 額       | 予 算 額       | 決 算 額       | 予 算 額       |             |
| 財政調整基金会計  | 3,800,002   | 3,800,100   | 0           | 3,800,100   | 3,800,002   |
| 農地転用決済金   | 1,625,989   | 1,029,000   | 0           | 1,029,000   | 1,625,989   |
| 役員退任慰労積立  | 1,038,310   | 1,038,100   | 0           | 1,038,100   | 1,038,310   |
| 職員退職給与積立  | 4,265,551   | 4,264,100   | 0           | 4,264,100   | 4,265,551   |
| 内小友西部維持管理 | 3,715,414   | 3,623,100   | 2,226,431   | 3,623,100   | 1,488,983   |
| 内小友西部財政基金 | 800,000     | 800,100     | 0           | 800,100     | 800,000     |
| 内小友維持管理   | 11,434,832  | 11,263,000  | 7,556,226   | 11,263,000  | 3,878,606   |
| 内小友財政基金   | 1,500,000   | 1,500,100   | 0           | 1,500,100   | 1,500,000   |
| 内小友転用決済金  | 1,635,889   | 1,411,000   | 70,297      | 1,411,000   | 1,565,592   |
| 角間川維持管理   | 66,663,812  | 56,786,000  | 46,893,141  | 56,786,000  | 19,770,671  |
| 角間川財政調整   | 12,500,000  | 12,501,000  | 0           | 12,501,000  | 12,500,000  |
| 角間川機械積立金  | 2,989,542   | 3,017,000   | 0           | 3,017,000   | 2,989,542   |
| 角間川繰上償還金  | 37,895,586  | 37,310,000  | 0           | 37,310,000  | 37,895,586  |
| 大川西根維持管理  | 31,709,228  | 32,270,000  | 29,676,076  | 32,270,000  | 2,033,152   |
| 大川西根財政基金  | 4,814,795   | 4,812,100   | 500,000     | 4,812,100   | 4,314,795   |
| 大川西根償還決済  | 37,608,541  | 36,010,100  | 25,742,733  | 36,010,100  | 11,865,808  |
| 大川西根償還積立  | 5,274,719   | 5,272,000   | 0           | 5,272,000   | 5,274,719   |
| 合 計       | 229,272,210 | 216,706,800 | 112,664,904 | 216,706,800 | 116,607,306 |

# 平成18年度 財産目録

(平成19年5月31日調整)

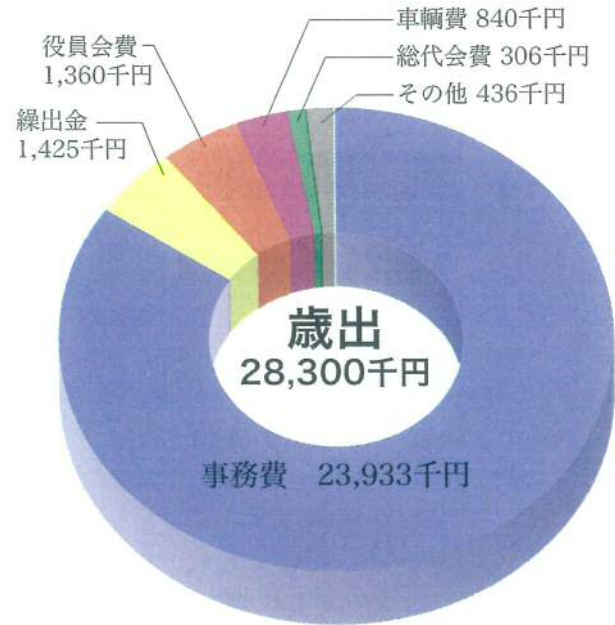
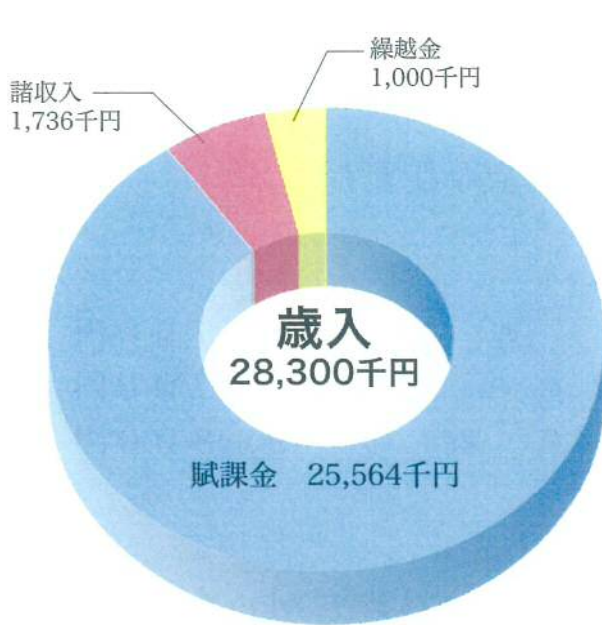
(単位：円)

| 資 産 の 部            |             |     |
|--------------------|-------------|-----|
| 摘 要                | 金 額         | 備 考 |
| 1. 流動資産            | 31,129,489  |     |
| 現 金 手元在高           | 0           |     |
| 預 金 (秋田おぼこ農協、秋田銀行) | 29,252,874  |     |
| 未収賦課金 (H15年～H17年度) | 1,876,615   |     |
| 2. 特定資産            | 91,526,394  |     |
| 財政調整基金積立見返預金       | 22,914,797  |     |
| 償還決済金積立見返預金        | 55,036,113  |     |
| 農地転用積立見返預金         | 3,191,581   |     |
| 機械積立見返預金           | 2,989,542   |     |
| 役員退任慰労積立見返預金       | 1,038,310   |     |
| 職員退職給与見返預金         | 4,265,551   |     |
| 土地改良事業振興基金         | 1,840,000   |     |
| 出資金 (農林中金、東北電力他)   | 250,500     |     |
| 3. 固定資産            |             |     |
| 不動産 (固定資産評価)       |             |     |
| 「プレハブ敷地」           | 3,263,700   |     |
| 備品 (車両及び事務機器他)     |             |     |
| 合 計                | 125,919,583 |     |

(単位：円)

| 負 債 の 部      |             |     |
|--------------|-------------|-----|
| 摘 要          | 金 額         | 備 考 |
| 1. 長期負債      | 425,010,817 |     |
| 農林漁業金融公庫     | 401,280,272 |     |
| 秋田おぼこ農業協同組合  | 1,800,000   |     |
| 株式会社秋田銀行     | 21,930,545  |     |
| 2. 短期負債      | 91,275,894  |     |
| 財政調整基金積立見返預金 | 22,914,797  |     |
| 償還決済金積立見返預金  | 55,036,113  |     |
| 農地転用積立見返預金   | 3,191,581   |     |
| 機械積立見返預金     | 2,989,542   |     |
| 役員退任慰労積立見返預金 | 1,038,310   |     |
| 職員退職給与見返預金   | 4,265,551   |     |
| 土地改良事業振興基金   | 1,840,000   |     |
| 合 計          | 516,286,711 |     |

## 平成20年度一般会計歳入歳出予算



### 各特別会計収支予算

(単位:円)

| 種 別                  |                 | 歳入予算額       | 歳出予算額       |
|----------------------|-----------------|-------------|-------------|
| <b>全 地 区 共 通 会 計</b> |                 |             |             |
| 1                    | 財政調整基金会計        | 5,800,200   | 5,800,200   |
| 2                    | 農地転用決済金会計       | 1,617,300   | 1,617,300   |
| 3                    | 役員退任慰労積立金会計     | 1,480,200   | 1,480,200   |
| 4                    | 職員退職給与積立金会計     | 6,716,000   | 6,716,000   |
| <b>地 区 別 特 別 会 計</b> |                 |             |             |
| 1                    | 内小友西部地区維持管理会計   | 3,046,200   | 3,046,200   |
| 2                    | 内小友西部地区財政調整基金会計 | 2,400,300   | 2,400,300   |
| 3                    | 内小友地区維持管理会計     | 10,880,000  | 10,880,000  |
| 4                    | 内小友地区転用決済金会計    | 1,433,000   | 1,433,000   |
| 5                    | 内小友地区財政調整基金会計   | 4,200,300   | 4,200,300   |
| 6                    | 角間川地区維持管理会計     | 47,100,000  | 47,100,000  |
| 7                    | 角間川地区財政調整基金会計   | 15,702,000  | 15,702,000  |
| 8                    | 角間川機械積立金会計      | 2,823,000   | 2,823,000   |
| 9                    | 角間川繰上償還金会計      | 37,392,000  | 37,392,000  |
| 10                   | 大川西根維持管理会計      | 21,100,000  | 21,100,000  |
| 11                   | 大川西根財政調整基金会計    | 4,314,100   | 4,314,100   |
| 12                   | 大川西根償還決済金会計     | 15,157,500  | 15,157,500  |
| 13                   | 大川西根大嶋野償還積立金会計  | 10,365,000  | 10,365,000  |
|                      | 合 計             | 191,527,100 | 191,527,100 |

# 平成20年度土地改良区賦課金表(10a当たり)

\* 一般經常賦課金 (全受益地一律) 2,800円

\* 特別賦課金 (地域によって異なります)

## 内小友西部地区

|                |        |
|----------------|--------|
| (1) 維持管理費      | 1,700円 |
| (2) 鳥越沢土地改良事業費 | 2,700円 |
| (3) 十九九沢負担金    | 2,800円 |

## 内小友地区

|           |        |
|-----------|--------|
| (1) 維持管理費 | 4,400円 |
| (2) 償還負担金 | 2,500円 |

## 角間川地区

|                     |        |
|---------------------|--------|
| (1) 維持管理費           | 2,300円 |
| (2) 維持管理費(畑地分)      | 1,150円 |
| (3) 償還負担金(担い手事業田圃分) | 7,400円 |
| (4) 償還負担金(担い手事業畑地分) | 3,700円 |

## 大川西根地区

|                     |        |
|---------------------|--------|
| (1) 維持管理費           | 3,300円 |
| (2) 償還負担金(ほ場整備大嶋野分) | 4,300円 |

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 賦課期日 | 平成20年6月20日                      |
| 納付期限 | 1期 平成20年7月31日<br>2期 平成20年10月31日 |
| 納付場所 | J A秋田おぼこ農協管内各支店<br>大仙市大曲土地改良区   |

土地改良法第39条、定款第29条の規定により賦課金を未納した場合は、延滞利子の14.6%が加算されます。また督促状を寄せられた場合は、地方税の例により滞納処分の対象となりますので、未納のないよう早めの納付をお願いします。

★ 納入通知書を受け取ったら、賦課面積・金額を確認してください。もし間違いがあった場合には、納付期限1ヶ月前までに申し出てください。

# 土地改良施設の補修計画

土地改良施設は農業生産に欠かせない非常に重要な施設であります。造成後の経年劣化により、各施設とも整備補修並びに改修が必要となってきました。このため補助事業への加入並びに新規事業の採択に向けて、調査や定期診断などを実施することとしております。

## ◎ 角間川地区（大戸川頭首工改修事業）

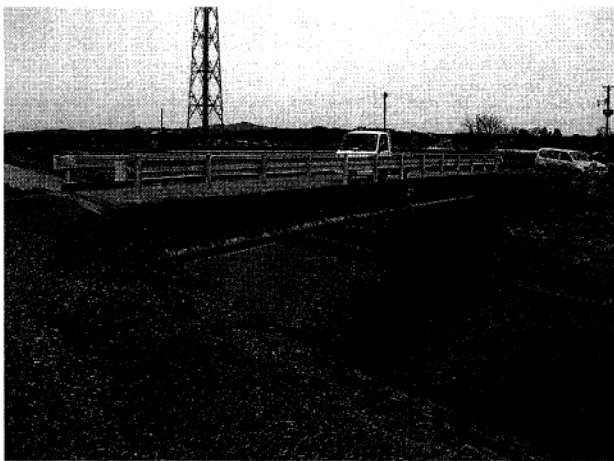


この施設は昭和46年に国営雄物川農業水利事業により造成された施設であり、(幅15m×高さ1.8m×2門・自動転倒ゲート式)受益面積253haへの灌漑用水(2土地改良区・1水利組合)として取水しています。

しかし近年は経年による構造物の劣化がみられ、今年度は全面改修に向けて調査を予定しております。

## ◎ 大川西根地区（パイプライン水管橋交換工事）

大川西根地区では、昭和53年度圃場整備事業によりパイプラインによる灌漑方式となっておりますが、中でも小友川に架かる水管橋（パイプライン350Φ）は定期的な塗装はしているものの、経年劣化による腐食などにより漏水があり、平成18年度の新堀川水管橋交換事業完了に続いて、今年度新たに維持管理適正化事業への加入実施を予定しています。



# こんな場合は必ず 手続をしてください

## 一、組合員資格に移動があった場合

組合員資格を有する農業経営者が農業者年金受給に伴う経営移譲をした場合には、組合員資格を喪失しますので土地改良区への届出が必要になります。

又土地の移動、更には組合員の死亡等による場合も同様に届出が必要になります。届出をするときは、組合員資格を失う人の印鑑、新たに取得する人の印鑑も必要になりますのでそのような事由がありましたら速やかに届出くださるようお願いいたします。

## 一、農地転用をする場合

農用地を宅地等へ転用する場合は農業委員会の許可が必要となりますが、申請書類として土地改良区の同意書と約定書も必要です。

この為予め土地改良区への届出と申請をしてください。

## 二、土地改良施設を使用する場合

家庭用排水や浄化槽処理水等を農業用水路に流す時は土地改良区の承認と契約が必要です。放流は排水路だけに限定しており、用水路は認めませんので、計画される時はご注意ください。

またその他土地改良施設を利用する場合にも同様に承認が必要です。

## おしらせ

農地転用する場合は、土地改良区への決済金を一括で納入することになります。

農地法第四条による転用、第五条による転用によって決済額が異なります。

平成二十年度の決済額は次のとおりです。

### 「10アール当たり」

#### \*農地法第四条申請

經常決済金

一二〇、〇〇〇円

#### \*農地法第五条申請

經常決済金

一七五、〇〇〇円

※その他各地域別による事業費償還金も一括決済となります。

## 農地改良の場合

農地を改良（盛土改良等）するときは、農業委員会の許可が必要です。

この改良には、道路あるいは用排水路との境界確認と盛土の工法確認をしますので、事前に土地改良区にもお知らせ下さい。

## 滞納賦課金は新しい耕作者が負担

農地の移動、売買等の場合、賦課金滞納の土地を買いますと法律の規定により、**買った人が滞納金を全部支払いをするよう義務付けられています。**

売買するときは、必ず土地改良区に賦課金の滞納があるかどうか確かめてから売買契約をするように注意して下さい。

